

高第 1 4 1 7 号  
令和 4 年 8 月 2 6 日

各  
特別養護老人ホーム  
介護老人保健施設  
介護医療院  
介護療養型医療施設  
特定施設入所者生活介護  
短期入所生活介護  
短期入所療養介護

施設長 様  
管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

高齢者施設の新規入所者等への P C R 検査 ( 9 月分 ) の実施について ( 依頼 )

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。  
県では、令和 4 年 1 月末から施設の新規入所者等を対象とした P C R 検査を実施してきたところですが、令和 4 年 9 月についても別紙のとおり実施することとしましたので、クラスターの未然防止の観点等から、検査の実施について御検討いただきますようお願いいたします。

なお、本 P C R 検査については、政令中核市 ( 千葉市、船橋市及び柏市 ) に所在する施設は対象外となります。

※ 未使用の検査キットがある場合は、そちらを優先して使用し、全ての検査キットを使い切るように努めてください。

**ただし、令和 4 年 3 月までに配付をしたキットについては、保存液の有効期間が切れるため使用せず、廃棄してください。**

※ 対象施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護の新規入所者等

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課  
野村、齋藤  
0 4 3 - 2 2 3 - 2 3 4 2  
kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp